

新	旧
<p style="text-align: center;">私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）<b>第130条 第1項</b>の規定による私立専修学校の設置、課程の設置及び目的の変更の認可並びに同法<b>第134条第2項</b>において準用する同法第4条第1項の規定による私立各種学校の設置及び収容定員変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 私立専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）の設置を認可する場合</p> <p>1 名称について</p> <p>(1) 専修学校等の名称は、専修学校等として適切であり、かつ、県内の既設の専修学校又は各種学校の名称と紛らわしくないものであること。</p> <p>(2) 私立専修学校に設置する学科の名称及び私立各種学校に設置する課程の名称は、それぞれの教育内容にふさわしいものであること。</p> <p><b>2 収容定員等について</b></p> <p><b>学校法人又は準学校法人が専修学校及び各種学校を設置する場合、その設置する専修学校又は各種学校の学則に規定する収容定員（臨時的又は附随的な課程に係る定員を除く。）において同時に収容する生徒の収容定員の合計が、それぞれ80人以上であり、当該定員を充足できる見込があること。</b></p> <p>3 立地条件について</p> <p>(1) 専修学校等を設置する地域の実情及び周囲の環境については、別記により審査すること。</p> <p>(2) 専修学校等の設置に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の土地の利用規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める関係要綱等を遵守するものであること。</p> <p>4 教員、施設及び設備について</p> <p>(1) 教員、施設及び設備は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）又は各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）の規定によること。</p> <p><b>(2) 施設の構造等は、建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等を遵守すること。</b></p>	<p style="text-align: center;">私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）<b>第82条の8 第1項</b>の規定による私立専修学校の設置、課程の設置及び目的の変更の認可並びに同法<b>第83条第2項</b>で_____準用する同法第4条第1項の規定による私立各種学校の設置及び収容定員変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 私立専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）の設置を認可する場合</p> <p>1 名称について</p> <p>(1) 専修学校等の名称は、専修学校等として適切であり、かつ、県内の既設の専修学校又は各種学校の名称と紛らわしくないものであること。</p> <p>(2) 私立専修学校に設置する学科の名称及び私立各種学校に設置する課程の名称は、それぞれの教育内容にふさわしいものであること。</p> <hr/> <p>2 立地条件について</p> <p>(1) 専修学校等を設置する地域の実情及び周囲の環境については、別記により審査すること。</p> <p>(2) 専修学校等の設置に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の土地の利用規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める関係要綱等を遵守するものであること。</p> <p>3 教員、施設及び設備について</p> <p>_____教員、施設及び設備は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）又は各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）の規定によること。</p> <hr/>

**5 施設及び設備の共用について**

- (1) 他の学校の校地、校舎等 (以下「施設」という。) 又は設備を共用することは認めないこと。
- (2) (1) にかかわらず、共用することについて教育上の支障がないと認められる場合は、同一の設置者が設置する他の学校（幼稚園を除く。）の施設又は設備を共用することができること。

**6 施設及び設備の所有について**

施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、この限りでないこと。

**ア 施設の場合**

当該予定地への専修学校等の設置が当該予定地の地方公共団体の教育振興上必要不可欠である等の場合であって、次のいずれかに該当する場合。

(ア) 申請者が所有する施設（現物により寄附を受ける施設を含む。）について、負担付きであるものの、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められる場合。

(イ) 長期にわたり使用できる保証がある借用（負担付きのものを含む。）である場合。

(ウ) 専修学校等が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならぬやむを得ない理由がある場合には、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる場合に限り、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

**イ 設備の場合**

製品の改良が著しい電子計算機等、借用することが合理的であると認められる設備を借用するとき。

**7 施設及び設備の整備について**

設置しようとする専修学校等の施設及び設備は、開設時期までに教育上支障のないように整備されるものであること。

**8 事業計画及び収支予算（学校法人の場合は、資金収支予算及び**事業活動収支予算**をいう。以下同じ。）について**

- (1) 事業計画は、専修学校等として適切な計画が定められていること。
- (2) 収支予算は、確実な計画に基づく収入及び専修学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

**4 施設及び設備の共用について**

- (1) 他の学校の校地、校舎等 の施設 又は設備を共用することは認めないこと。
- (2) (1) にかかわらず、共用することについて教育上の支障がないと認められる場合は、同一の設置者が設置する他の学校（幼稚園を除く。）の施設又は設備を共用することができること。

**5 施設及び設備の所有について**

施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、この限りでないこと。

ア 施設にあつては、当該予定地への専修学校等の設置が当該予定地の地方公共団体の教育振興上必要不可欠である等の場合であつて、当該予定地の所有者が国又は地方公共団体であり、かつ、所有権を移転することが困難であるとき。

イ 設備にあつては、製品の改良が著しい電子計算機等、借用することが合理的であると認められる設備を借用するとき。

**6 施設及び設備の整備について**

設置しようとする専修学校等の施設及び設備は、開設時期までに教育上支障のないように整備されるものであること。

**7 事業計画及び収支予算（学校法人の場合は、資金収支予算及び**消費収支予算**をいう。以下同じ。）について**

- (1) 事業計画は、専修学校等として適切な計画が定められていること。
- (2) 収支予算は、確実な計画に基づく収入及び専修学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

**9 設置経費について**

(1) 専修学校等の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、その全額の財源が寄附金又は設置者の負債とならない自己資金（以下「寄附金等」という。）をもって充てられており、設置認可申請時まで当該寄附金等の全額が収納されていること、又は収納が確実であること。ただし、適正な償還計画が樹立されている場合**であって、次のいずれかの場合に該当するとき**は、設置経費の3分の1以内の金額は\_\_\_\_\_借入金を財源に充てることができること。

**ア 政府系金融機関若しくはこれに準ずる金融機関又は国若しくは地方公共団体による制度金融等（以下「政府系金融機関等」という。）から借入をする場合**

**イ 民間の預貯金取扱金融機関から借入する場合**

**ウ 新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する組織形態とみなせる法人から政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合**

(2) (1) の借入を行う者が既に学校を設置している場合は、その財務状況が良好と認められること。  
(3) 設置経費の財源として、設置者の設置している他の学校（以下「既設校」という。）の生徒等納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒等納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。  
(4) 入学を条件とする寄附金、当該専修学校等の施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金、寄附能力のない者の寄付金などの設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

**10 経常経費について**

設置経費の財源としての寄附金等のほか、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等が収納されていること、又は収納が確実であること。

**11 専修学校等の会計処理について**

(1) 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の適用を受ける学校法人以外の設置者にあっても、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従った会計処理を行うよう努めるものとする。

**8 設置経費について**

(1) 専修学校等の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、その全額の財源が寄附金又は設置者の負債とならない自己資金（以下「寄附金等」という。）をもって充てられており、設置認可申請時まで当該寄附金等の全額が収納されていること、又は収納が確実であること。ただし、適正な償還計画が樹立されている場合\_\_\_\_\_は、設置経費の3分の1以内の金額は**金融機関からの借入金**を財源に充てることができること。

(2) (1) の借入を行う者が既に学校を設置している場合は、その財務状況が良好と認められること。  
(3) 設置経費の財源として、設置者の設置している他の学校（以下「既設校」という。）の生徒等納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒等納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。  
(4) 入学を条件とする寄附金、当該専修学校等の施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金、寄附能力のない者の寄付金などの設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

**9 経常経費について**

設置経費の財源としての寄附金等のほか、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等が収納されていること、又は収納が確実であること。

**10 専修学校等の会計処理について**

(1) 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の適用を受ける学校法人以外の設置者にあっても、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従った会計処理を行うよう努めるものとする。

(2) 設置者について関係法令等により準拠すべき会計基準が定められている場合は、その会計基準によること。

**12 既設校の要件について**

専修学校等の設置者が既に学校を設置している場合にあつては、既設校が次の要件を満たすものであること。

ア 既設校の施設及び設備等が、この基準又は学校の種別に応じ別に定める設置認可審査基準等に適合していること。

イ 既設校の在籍生徒等数が、その収容定員を著しく超過し、又はその収容定員を著しく下回っていないこと。

ウ 完成年度に至っていない既設校がある場合には、当該既設校の設置認可の際の整備計画が確実に履行されていること。

エ 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

**13 養成施設の指定等について**

専修学校等が、関係法令等に基づき養成施設の指定等を受けようとする場合は、その指定等が確実に認められること。

第2 私立専修学校の課程の設置若しくは目的の変更又は私立各種学校の収容定員変更（以下「課程の設置等」という。）を認可する場合  
課程の設置等に係る認可の審査については、第1（9を除く。）を準用すること。

第3 関係機関等の意見聴取  
知事は、必要に応じ、専修学校等の関係団体等の意見を聴くとともに、現地調査を実施するものとする。

**附 則**

- 1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は課程の設置等の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。

**附 則**

**この基準は、平成29年3月28日から施行する。**

(2) 設置者について関係法令等により準拠すべき会計基準が定められている場合は、その会計基準によること。

**11 既設校の要件について**

専修学校等の設置者が既に学校を設置している場合にあつては、既設校が次の要件を満たすものであること。

ア 既設校の施設及び設備等が、この基準又は学校の種別に応じ別に定める設置認可審査基準等に適合していること。

イ 既設校の在籍生徒等数が、その収容定員を著しく超過し、又はその収容定員を著しく下回っていないこと。

ウ 完成年度に至っていない既設校がある場合には、当該既設校の設置認可の際の整備計画が確実に履行されていること。

エ 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

**12 養成施設の指定等について**

専修学校等が、関係法令等に基づき養成施設の指定等を受けようとする場合は、その指定等が確実に認められること。

第2 私立専修学校の課程の設置若しくは目的の変更又は私立各種学校の収容定員変更（以下「課程の設置等」という。）を認可する場合  
課程の設置等に係る認可の審査については、第1（9を除く。）を準用すること。

第3 関係機関等の意見聴取  
知事は、必要に応じ、専修学校等の関係団体等の意見を聴くとともに、現地調査を実施するものとする。

**附 則**

- 1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は課程の設置等の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。

別記（第1の2関係）

1 専修学校等を設置する地域の実情について

- (1) 専修学校等の収容定員を充足する生徒等人口があり、将来にわたり健全な専修学校等の運営が見込まれるものであること。
- (2) 「当該地域の交通機関等の状況について、専修学校等の設置に支障を及ぼす事情がない地域であること。

2 専修学校等を設置する周囲の環境について

- (1) 石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は洪水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
- (2) 騒音、ばい煙等により生徒等の健康又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
- (3) その他専修学校等の教育に支障を及ぼすことのない環境であること。

別記（第1の2関係）

1 専修学校等を設置する地域の実情について

- (1) 専修学校等の収容定員を充足する生徒等人口があり、将来にわたり健全な専修学校等の運営が見込まれるものであること。
- (2) 「当該地域の交通機関等の状況について、専修学校等の設置に支障を及ぼす事情がない地域であること。

2 専修学校等を設置する周囲の環境について

- (1) 石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は洪水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
- (2) 騒音、ばい煙等により生徒等の健康又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
- (3) その他専修学校等の教育に支障を及ぼすことのない環境であること。